条ノ各号ニ掲ケル事業ヲ行ヒ且ツ其ノ収益ヲ
専ラ本財団ノ設立目的ヲ達成スル為ニ使用スル
モノトス

第五条 本財団ノ資産ハ左ノ通リトス

一、金壱万円ノ現金

一、別紙目録ニ記載スル有価証券

一、別紙目録ニ記載スル動産

一、別紙目録ニ記載スル不動産

第六条 本財団ノ資産ハ之ヲ分割シ又ハ譲渡シ
若クハ担保ニ供スルコトヲ得ス

第七条 本財団ノ資産ハ之ヲ維持シ且ツ其ノ増
殖ヲ図ルヘシ

第八条 本財団ノ資産ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ運
用スルモノトス

一、銀行ニ預金スルコト

二、国債証券、地方債証券又ハ確実ナル社債
証券ヲ買入レ又ハ保有スルコト

三、前各号ノ外理事会ニ於テ確実ト認メタル
方法

第九条 本財団ノ資産ハ毎年三月三十一日ニ
於テ之ヲ決算シ其ノ結果ヲ翌年六月三十日迄
ニ評議員会ニ報告シ其ノ承認ヲ受クルモノト
スル

第十条 本財団ノ決算ニ於テ剰余金ヲ生シタル
トキハ其ノ全部又ハ一部ヲ積立金トシテ積立
ツルモノトス

第十一条 本財団ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ
始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第十二条 本財団ノ事業ヲ行フ為ニ必要ナル細
則ハ理事会ノ決議ヲ経テ之ヲ定ムルモノトス

第十三条 本財団ノ解散ニ関スル事項ハ評議員
会ノ決議ヲ経テ理事長之ヲ定ムルモノトス

第十四条 本財団ノ解散ニ伴フ残余財産ハ評議
員会ノ決議ヲ経テ理事長之ヲ定ムルモノトス

第十五条 本財団ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ
行フ

第十六条 本財団ノ定款ニ定メサル事項ハ一般
社団法人及一般財団法人ニ関スル法律ノ規定
ニ従フ

以上